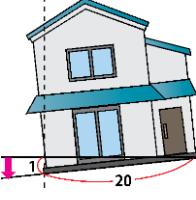
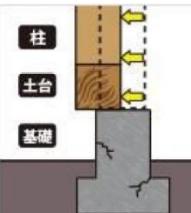
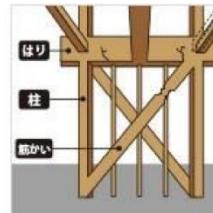
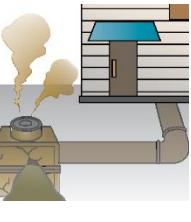
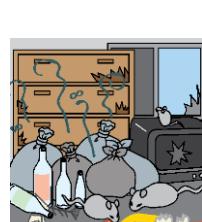


## 豊岡市特定空家等判断基準（第2案）

171129 版（取扱い注意）

特措法における 特定空家等の定義	影響の範囲		空家等の状態			総合評価	
	影響の評価項目	① 影響の評価	② 損傷・影響の程度の評価項目	②程度	③評価 = ①×②	評価小計	
A そのまま放置すれば、倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態	A-1 建築物の倒壊等  建築物等の倒壊等により、近隣家屋の居住者等又は家屋等及び隣接道路の通行者、車両等に危害が及ぶおそれがある状態	該当する =1 該当しない=0	a) 基礎の不同沈下又は柱が傾斜し、建築物が倒壊するおそれがあり、下げ振り等を用いて 1/20 超の傾斜が認められるもの。  	該当 = 50 なし = 25			A=a)+b)+c)+d)+e)  注) 適正管理の促進依頼等を2回以上行っても改善されない場合、合計値に30点を加算  最大=250点 (280点) ( )は30点加算した場合
	A-2 部材等の飛散等  建築物及びそれに付着する工作物の部材等が脱落、飛散等により、近隣家屋の居住者等又は家屋等及び隣接道路の通行者、車両等に危害が及ぶおそれがある状態		b) 基礎又は土台の構造耐力上主要な部分に大きな亀裂、多数のひび割れ、腐朽等の損傷等がある。	 	該当 = 50 なし = 25		
	A-3 摊壁の倒壊等  擁壁の倒壊等により、近隣家屋の居住者等又は家屋等及び隣接道路の通行者、車両等に危害が及ぶおそれがある状態	該当する =1 該当しない=0	c) 屋根、外壁等の外装材又は屋外階段等に腐朽、破損又は変形等があり、脱落、飛散等のおそれがあり、脱落、飛散した場合、隣接地等に影響を与える。   d) 門、塀、給湯設備、エアコン室外機、看板その他の工作物にひび割れ、腐朽、破損等があり、脱落、飛散等のおそれがある。  	該当 = 50 なし = 25			
一次評価		A そのまま放置すれば、倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態				評価点数	点
特定空家等に対する措置		①早急に対応が必要と思われる特定空家等候補 ②このまま放置すれば将来特定空家等候補に該当すると思われる空家等				① A ≥ 150 ② 150 > A	

B 著しく衛生上有害となるおそれのある状態	B-1 有害物の飛散、流出等  建築物又は設備等の破損等が原因で、衛生上有害な物質が飛散、流出等し、近隣住民の生活環境に危害が及ぶおそれがある状態	該当する =2 該当しない=0	a) 吹付け石綿等が飛散し、暴露する危険性が高い状況である。  	【影響大のケース】 - 吹付け石綿の部分又は使用された部分に破損が見られる。	影響大 =30 影響小 =10		B=a)+b)+c)+d)  注) 適正管理の促進依頼等を2回以上行っても改善されない場合、合計値に30点を加算  最大=150点 (180点) ( )は30点加算した場合
			b) 処理槽等の放置、破損等による汚物・汚水の流出、臭気の発生があり、近隣住民の日常生活に支障を及ぼすもの。  	【影響大のケース】 - 敷地境界で強烈に臭う。 - 降雨時に敷地外にあふれ出す。	影響大 =30 影響小 =10		
	B-2 ごみ等の放置、不法投棄  ごみ等の放置、不法投棄が原因で、近隣住民の生活環境を阻害するおそれがある状態	該当する =1 該当しない=0	c) ごみ等から強い臭気があり、複数の近隣住民の日常生活に支障を及ぼす。  	【影響大のケース】 - 敷地境界で強烈に臭う。 - 敷地の大半に散乱し、敷地外から確認できる。	影響大 =30 影響小 =10		
			d) ごみ等からネズミ、ハエ、蚊等が多数発生、又はカラスや猫等が多数集まるなど近隣住民の日常生活に支障を及ぼす。  	【影響大のケース】 - 姿・フンが確認できる。 - 敷地境界付近で顔を扱う程度飛行している。	影響大 =30 影響小 =10		

## 豊岡市特定空家等判断基準（第2案）

171129版（取扱い注意）

特措法における 特定空家等の定義	影響の範囲		空家等の状態			総合評価		
	影響の評価項目	①影響の評価	損傷・影響の程度の評価項目		②程度	③評価 = ①×②	評価小計	
C 適切な管理が行 われていないこ とにより著しく 景観を損なって いる状態	C-1 景観計画等に著し く不適合  豊岡市景観計画等に著し く適合していない状態	該当する =2 該当しない=0	a) 豊岡市景観計画等 に定める建築物 又は工作物の形 態意匠等の制限 (景観形成基準 等)に著しく適合 しない。  注) 図は出石城下町景観形成重点地区の例		【影響大のケース】 ・景観形成重点地区 内で、屋根や壁の 腐朽等により、町 並みの連携性や調 和が確保できな い。	影響大 =30 影響小 =10	C=a)+b)+c)+d)  注) 適正管理の促 進依頼等を2回以 上行っても改善さ れない場合、合計 値に30点を加算  最大=150点 (180点) ( )は30点加算 した場合	
	C-2 周囲の景観と著し く不調和  周辺の景観と著しく調和 していない状態	該当する =1 該当しない=0	b) 屋根、外壁等が汚 物や落書き等で 大きく損傷し、放 置されている。		【影響大のケース】 ・敷地外から見える壁 面の1/2以上で落書 きやよごれが目立つ。 ・看板の表示部分が10 m²以上で敷地外から 見えるもので、表示面 積の1/2以上が不明 になっている。	影響大 =30 影響小 =10		
			c) ほとんどの窓ガラ スが割れて放置 されている。		【影響大のケース】 ・ガラスが欠損してい る窓が半数以上ある。	影響大 =30 影響小 =10		
			d) 立木、植物等が建 築物の全面を覆 う程度まで繁茂 している。		【影響大のケース】 ・屋根が敷地外から一部 しか見えない。 ・投影面積の8割以上に 蔓が繁茂している。	影響大 =30 影響小 =10		
D その他周辺の生 活環境の保全を 図るために放置 することが不適 切である状態	D-1 立木等の腐朽、転 倒等  立木の腐朽、転倒等によ り、近隣住民の居住者等又 は家屋等及び隣接道路の通 行者、車両等に危害が及ぶ おそれがある状態	該当する =1 該当しない=0	a) 立木等の腐朽、転 倒、枝折れ等が生 じ、近隣の道路や 敷地等に大量に 散乱し、歩行者、 車両等の通行を妨 げている。		【影響大のケース】 ・道路や敷地外に散乱 し、通行に支障がある。 ・枝が敷地外にはみ出 し、歩行に支障がある。 ・電線を覆っている。	影響大 =30 影響小 =10	D=a)+b)+c)+d)+e)  注) 適正管理の促 進依頼等を2回以 上行っても改善さ れない場合 合計値に30点を 加算  最大=150点 (180点) ( )は30点加算 した場合	
	D-2 野生動物等の住み つき  空家等に住みつけた野生 動物が原因で、近隣住民の 良好な生活環境を著しく阻 害するおそれがある状態	該当する =1 該当しない=0	b) 野生動物等が多數 住みつき、鳴き声 による騒音、ふん 尿による臭気等複数の近隣住民 の日常生活に支 障を及ぼしてい る。		【影響大のケース】 ・敷地境界で強い臭い、 強烈な臭い。 ・姿・粪便が確認でき る。 ・鳴き声が大きく、会話 が困難である。	影響大 =30 影響小 =10		
	D-3 防犯  子ども等不特定者の侵入 が容易な状態で防犯上、防 災上の不適切な状態	該当する =1 該当しない=0	c) 門扉、扉、窓ガラ ス等の損壊によ り、不特定のもの が容易に侵入でき る状態で放置 されている。		【影響大のケース】 ・門扉、扉がなく容易に 敷地内に侵入できる 空家等で地上階のガ ラスが割れている。 ・道路から50cm以内に 面した地上階の窓ガ ラスが割れている。	影響大 =30 影響小 =10		
	D-4 落雪  建築物等からの落雪によ り、通行に著しく支障があ る状態	該当する =1 該当しない=0	d) 屋根の雪止めなど の破損等不適切 な管理により落 雪が発生し、歩行 者、車両等の通行 を妨げている。		【影響大のケース】 ・敷地外に落雪し、歩行 や通行が困難になる。	影響大 =30 影響小 =10		
	D-5 土砂流出等  敷地からの土砂流出等に より、通行に著しく支障があ る状態	該当する =1 該当しない=0	e) 敷地から大量に土 砂等が道路等に流 出し、歩行者、車 両等の通行を妨げ ている。		【影響大のケース】 ・敷地外に土砂が流 出し、歩行や通行が困難 になる。	影響大 =30 影響小 =10		
二次評価		B・C・D 衛生面・景観面・周辺の生活環境への影響が認められる場合				評価点数 点		
特定空家等に対する措置		①早急に対応が必要と思われる特定空家等候補  ②このまま放置すれば将来特定空家等候補に該当すると思われる空家等				A+B+C+D≥150  150>A+B+C+D		